

2005年10月19日

大阪経済大学経営学部
吉井 康雄 殿

学校法人大阪経済大学
事務局長 波根 伸俊



貴殿が配布された「教員活動評価に関する規程と“パワハラ”に関する資料」
(以下「吉井配布文書」という)に係る通告

貴殿が、本年9月下旬に「理事・評議員メンバー」宛に配布された「吉井配布文書」に対し、学校法人大阪経済大学学内理事会は、2005年10月18日開催の学内理事会決定に基づき、下記の通告を行います。

通告の理由

- I. 「吉井配布文書」には、北村副学長・二宮経営学部長に関わって「吉井配布文書」が言及している、①二部担当問題、②学部FD予算問題、③共同研究費申請問題、④カンニング処分問題、⑤調査会社からの文書開封問題に関して、その全てにわたって重大な事実誤認があり、他者を誤解に導く表現が見られる。
- II. 貴殿は、以上のような事実誤認、歪曲された認識の下に、北村・二宮両氏の行動を自らに対する教育・研究への妨害でありアカハラ・パワハラにあたるとしている。これは、根拠のない誹謗中傷であり北村理事・二宮理事の信用と名誉を著しく毀損する行為である。
- III. 貴殿は現在理事会が取組み、教学側で検討中の「教員活動評価制度」について、賛意を表しながらも、「セクハラ・パワハラなどの疑惑ある者を評価関係者から排除すべきこと」、「そのような疑惑ある者および彼らが推薦した評価組織には正当な評価がなされない」などと述べている。また、北村・二宮氏などを含む体制では、「大学および学部教授会が公正に運営されるだろうか」とも述べている。

これらは、特定の個人を誹謗中傷するだけでなく、大学運営のあり方についての根拠のない誹謗を加え、もって大学の信用を失墜させようとするものであり、理事会に対する甚だしい業務妨害行為と言わざるをえない。

- IV. 貴殿は、「吉井配布文書」の宛先を「大阪経済大学 理事会、評議会メンバー殿」とし、「なお、これらの文書の取り扱いには適切なご配慮をお願いします」と述べながら、同類の文書を学内の不特定多数に配布している状況がある。

文書の内容もさることながら、配布先や配布方法に極めて問題が多い。

通 告

- I. 「吉井配布文書」の全ての配布先と配布方法を明らかにし、理事会に対して本通知文書到達日から2週間以内に報告すること。
- II. 「吉井配布文書」を全て回収し、回収結果を理事会に本通告文書到達日から2週間以内に報告すること。
- III. 今回の「吉井配布文書」の作成とその配布は、大学業務とは認められない。使用された大学の封筒以外に大学の施設・消耗品等を使用したのであれば、その事実を詳細に報告し、費用を弁済すること。

※ 報告及び弁済は総務部長宛とすること。

以 上